

文通費使途公開・日割支給法案

【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

<立法の背景>

- ①現行の制度では、国会議員に支給される文書通信交通滞在費について、その使途の報告や公開が義務付けられていない。
- ②現行の制度では、文書通信交通滞在費は、月割りで支給されており、月の途中から任期が始まった場合や月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が発生した場合であっても、その月分の文書通信交通滞在費が全額支給されている。

- ①国会議員は文書通信交通滞在費の使途を議長に報告しなければならないこととともに、議長は報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこととする。
 - ②文書通信交通滞在費について、月の途中から任期が始まった場合や月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が発生した場合には、日割計算により支給することとする。

現 行

文書通信交通滞在費の使途を報告・公開することを義務付ける規定がない。



改 正 法

・国会議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告しなければならない。
・議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならない。

文書通信交通滞在費は、月割りで支給されている。



文書通信交通滞在費について、月の途中から任期が始まった場合や月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が発生した場合には、日割計算により支給する。

※文書通信交通滞在費…公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため支給される手当（国会法第38条及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条第1項）